

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載  
【部門区分】第6部門第2区分  
【発行日】平成20年11月27日(2008.11.27)

【公表番号】特表2005-534058(P2005-534058A)  
【公表日】平成17年11月10日(2005.11.10)  
【年通号数】公開・登録公報2005-044  
【出願番号】特願2004-522913(P2004-522913)  
【国際特許分類】

G 0 2 C 7/04 (2006.01)

【F I】

G 0 2 C 7/04

【誤訳訂正書】

【提出日】平成20年10月7日(2008.10.7)

【誤訳訂正1】

【訂正対象書類名】特許請求の範囲

【訂正対象項目名】全文

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

コンタクトレンズであって、  
共通軸Zと、厚い部分または薄い部分の少なくとも1つまたはこれら両方の部分を含む少なくとも1つの同軸安定化ゾーンを含むことを特徴とするコンタクトレンズ。

【請求項2】

前記レンズがソフトコンタクトレンズであることを特徴とする請求項1に記載のコンタクトレンズ。

【請求項3】

前記少なくとも1つの同軸安定化ゾーンが凸面上、凹面上、またはこれら両方の面の上にあることを特徴とする請求項2に記載のコンタクトレンズ。

【請求項4】

前記同軸安定化ゾーンが凸面上にあることを特徴とする請求項2に記載のコンタクトレンズ。

【請求項5】

前記同軸安定化ゾーンが実質的に円形であることを特徴とする請求項2に記載のコンタクトレンズ。

【請求項6】

前記同軸安定化ゾーンが、光学ゾーンの外縁の外側約0mmからレンズ縁の内側約1mmの範囲に延在することを特徴とする請求項2に記載のコンタクトレンズ。

【請求項7】

前記同軸安定化ゾーンが位置する表面が、形状測定値、波面測定値、またはこれらの両方から算出した表面であることを特徴とする請求項2に記載のコンタクトレンズ。

【請求項8】

前記同軸安定化ゾーンが位置する表面が形状測定値から算出した表面であることを特徴とする請求項2に記載のコンタクトレンズ。

【請求項9】

前記同軸安定化ゾーンが位置する表面が波面測定値から算出した表面であることを特徴とする請求項2に記載のコンタクトレンズ。

【請求項10】

前記同軸安定化ゾーンが、中心が約90度の軸に位置する独立した凹状の薄い部分と、中心が約210度の軸に位置する第1の独立した凸状の厚い部分と、中心が約330度の軸に位置する第2の独立した凸状の厚い部分を含むことを特徴とする請求項7、8、または9に記載のコンタクトレンズ。

【請求項11】

前記同軸安定化ゾーンが実質的に円形であることを特徴とする請求項10に記載のコンタクトレンズ。

【請求項12】

前記同軸安定化ゾーンが、中心が約60度の軸に位置する第1の独立した凹状の薄い部分と、中心が約120度の軸に位置する第2の独立した凹状の薄い部分と、中心が約225度の軸に位置する第1の独立した凸状の厚い部分と、中心が約315度の軸に位置する第2の独立した凸状の厚い部分を含むことを特徴とする請求項7、8、または9に記載のコンタクトレンズ。

【請求項13】

前記同軸安定化ゾーンが実質的に円形であることを特徴とする請求項12に記載のコンタクトレンズ。

【請求項14】

ソフトコンタクトレンズであって、

凸面と、

凹面と、

前記凸面及び前記凹面の1つまたは両方に位置する、共通軸Zを有する少なくとも1つの同軸安定化ゾーンとを含み、

前記同軸安定化ゾーンが、厚い部分または薄い部分の少なくとも1つまたはこれら両方の部分を含み、

前記同軸安定化ゾーンが位置する表面が、形状測定値、波面測定値、またはこれらの組合せから算出した表面であることを特徴とするソフトコンタクトレンズ。

【請求項15】

前記同軸安定化ゾーンが凸面上にあることを特徴とする請求項14に記載のソフトコンタクトレンズ。

【請求項16】

前記同軸安定化ゾーンが位置する表面が形状測定値から算出した表面であることを特徴とする請求項14に記載のソフトコンタクトレンズ。

【請求項17】

前記同軸安定化ゾーンが位置する表面が波面測定値から算出した表面であることを特徴とする請求項14に記載のソフトコンタクトレンズ。

【請求項18】

前記同軸安定化ゾーンが実質的に円形であることを特徴とする請求項14、15、16、または17に記載のソフトコンタクトレンズ。

【請求項19】

前記同軸安定化ゾーンが、中心が約90度の軸に位置する独立した凹状の薄い部分と、中心が約210度の軸に位置する第1の独立した凸状の厚い部分と、中心が約330度の軸に位置する第2の独立した凸状の厚い部分を含むことを特徴とする請求項18に記載のソフトコンタクトレンズ。

【請求項20】

前記同軸安定化ゾーンが、中心が約60度の軸に位置する第1の独立した凹状の薄い部分と、中心が約120度の軸に位置する第2の独立した凹状の薄い部分と、中心が約225度の軸に位置する第1の独立した凸状の厚い部分と、中心が約315度の軸に位置する第2の独立した凸状の厚い部分を含むことを特徴とする請求項18に記載のソフトコンタクトレンズ。

【請求項21】

前記同軸安定化ゾーンが、光学ゾーンの外縁の外側約 0 mm からレンズ縁の内側約 1 mm の範囲に延在することを特徴とする請求項 14 に記載のソフトコンタクトレンズ。

【請求項 22】

ソフトコンタクトレンズであって、  
凸面と、  
凹面と、

光学ゾーンの外縁の外側約 0 mm からレンズ縁の内側約 1 mm の範囲に延在する前記凸面に位置する、共通軸 Z を有する少なくとも 1 つの実質的に変形と同軸安定化ゾーンとを含み、

前記同軸安定化ゾーンが、厚い部分または薄い部分の少なくとも 1 つまたはこれら両方の部分を含み、

前記凸面が、形状測定値、波面測定値、またはこれらの組合せから算出した表面であることを特徴とするソフトコンタクトレンズ。

【請求項 23】

前記同軸安定化ゾーンが位置する表面が形状測定値から算出した表面であることを特徴とする請求項 22 に記載のソフトコンタクトレンズ。

【請求項 24】

前記同軸安定化ゾーンが位置する表面が波面測定値から算出した表面であることを特徴とする請求項 22 に記載のソフトコンタクトレンズ。

【請求項 25】

前記同軸安定化ゾーンが、中心が約 90 度の軸に位置する独立した凹状の薄い部分と、中心が約 210 度の軸に位置する第 1 の独立した凸状の厚い部分と、中心が約 330 度の軸に位置する第 2 の独立した凸状の厚い部分を含むことを特徴とする請求項 22、23、または 24 に記載のソフトコンタクトレンズ。

【請求項 26】

前記同軸安定化ゾーンが、中心が約 60 度の軸に位置する第 1 の独立した凹状の薄い部分と、中心が約 120 度の軸に位置する第 2 の独立した凹状の薄い部分と、中心が約 225 度の軸に位置する第 1 の独立した凸状の厚い部分と、中心が約 315 度の軸に位置する第 2 の独立した凸状の厚い部分を含むことを特徴とする請求項 22、23、または 24 に記載のソフトコンタクトレンズ。

【請求項 27】

ソフトコンタクトレンズを製造する方法であって、

(a) 共通軸 Z と、厚い部分または薄い部分の少なくとも 1 つまたはこれら両方の部分を含むコンタクトレンズの少なくとも一表面に同軸安定化ゾーンを画定するステップと、

(b) 前記同軸安定化ゾーン内にある少なくとも 1 つの厚い部分のパラメータを決定するステップと、

(c) 前記少なくとも一表面の表面デザインを算出するステップとを含むことを特徴とする方法。

【誤訳訂正 2】

【訂正対象書類名】明細書

【訂正対象項目名】0012

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【0012】

好ましくは、本発明に有用な薄い部分または厚い部分は、レンズの曲面の下側に延在する独立した凹状の部分である。同様に、厚い部分または薄い部分は、レンズの曲面の上側に盛り上がった独立した凸状の部分であることが好ましい。これらの部分は、任意の好適な直径にすることができる。この直径は、使用するレンズの種類や求める向き安定性の程度に基づいて決定される。

【誤訳訂正 3】

【訂正対象書類名】明細書

【訂正対象項目名】0019

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【0019】

本発明の同軸安定化ゾーンは、様々な方法で形成することができる。好適な方法には、限定するものではないが、レンズ表面に厚みを加える或いは減じることが含まれる。図2に、実質的に円形の安定化ゾーン11及び光学ゾーン12を有するレンズ10の好適な実施形態が示されている。レンズ10は、レンズの下側部分に独立した凸状の厚い部分13及び14を有する。これらの厚い部分の中心はそれぞれ、水平軸すなわち0度 180度線を基準にして約210度及び約330度である。部分13は、約165度で始まって約255度で終了し、部分14は、約285度で始まって約15度で終わっている。独立した凹状の薄い部分15は、レンズの上側部分の約90度に中心がある。部分15は、約60度で始まって約120度で終わっている。これら3つの部分は、実質的に等距離離間し、レンズの中心からの径方向距離が同じである。